

ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち、二本松

第2次二本松市地域福祉活動計画

計画期間 2018年度～2022年度

概要版

地域を支える人づくり



ふれあいの仕組みづくり



サービスが適切に
受けられる体制づくり



誰もが安全・安心に
暮らせる環境づくり



●地域福祉ってなに？

皆さんは、普段の生活の中で「不安」や「不便」を感じたことはありませんか？

たとえば、高齢になって雪かきや普段のゴミ出しが難しくなってきた…とか、災害が起こったら逃げられるか心配…とか、初めての子育てで不安…とか。

このような不安や不便さは、周りのちょっとした手助けや気遣いによって解決できることも沢山あります。

「地域福祉」とは、「住み慣れた地域でみんなが安心して暮らせるように、地域にある問題をそこに住む皆で解決して行こうとする取り組み」のことです。

つまり、地域のつながりを大切にして、お互い様の気持ちで助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことです。

地域福祉活動計画とは…

「福祉のまちづくり」のために、それぞれが役割を持ち、お互いに協力しながら地域福祉を進められるように、地域の方々や団体、関係機関等との話し合いにより、社会福祉協議会が中心となって具体的な内容を示した計画です。

本計画の期間は2018(平成30)年度～2022年度の5年間です。

※なお、行政が策定した「地域福祉計画」と連携して進めることとなります。

●何をすればいいの？



計画を進めていくには、1人ひとりの皆さんの協力が必要です！

地域に住む皆が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を進めることが大切です。



自助

自分や家族でできることは、
1人ひとりが主体的に行いましょう！



互助・共助

ご近所や市民同士の支え合いは、
お互いに協力して行いましょう！



公助

公的機関による支援やサービス等、
行政の施策として行うものです！



本計画は、市民の方々や関係機関、団体等が地域の中で「ふれあい」を通して、人と人のつながりを育みながら、互いに「助け合い」「支え合う」ことにより、誰もが「愛着のもてる」住みよい「福祉のまちづくり」を目指していくことを目的として、計画の基本理念と基本目標を次のとおりとしました。

基本理念 ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち、二本松

基本目標1

地域を支える人づくり

基本目標2

ふれあいの仕組みづくり

基本目標3

誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

基本目標4

サービスが適切に受けられる体制づくり

基本目標

1

地域を支える人づくり

1 地域福祉の意識づくり



取組 1 市民の福祉意識の醸成

自助

- ◎家庭内でのあいさつに努めましょう！
- ◎「あいさつ運動」や「声かけ」などを実施し、地域の活動に参加しましょう！
- ◎日頃から隣近所との付き合いを大切にしましょう！

互助・共助

- ★地域のイベントや多世代交流イベントの参加を促進しましょう！
- ★福祉施設や事業所、各団体で、地域と一緒に取り組める活動を推進しましょう！
- ★小地域で、団体や関係機関と地区の課題を共有・検討する場を設けましょう！

社協の取組は…

地区住民懇談会、地域福祉活動研修会、広報紙やホームページ等への地区イベント情報掲載、周知 など

取組 2 生涯を通じた福祉教育の推進

自助

- ◎家庭内での福祉教育に取り組みましょう！
- ◎日頃から様々なことに関心を持ち、積極的に福祉教育講座等に参加しましょう！

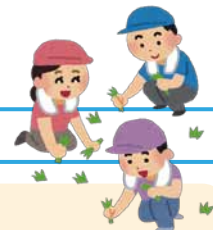
互助・共助

- ★福祉事業所や団体で、住民や学校、企業との協働で取り組める活動を推進しましょう！

社協の取組は…

福祉教育出前講座、福祉教育指定校事業、福祉教育推進者セミナー など

2 地域福祉の担い手の育成



取組 1 ボランティア活動者の育成

自助

- ◎ボランティア講座等に積極的に参加しましょう！

互助・共助

- ★福祉施設や事業所、団体活動で養成講座を開催し、担い手を育成しましょう！

社協の取組は…

市民ボランティア養成講座、サマーショートボランティアスクール事業 など

取組 2 活動主体の発掘・育成

自助

- ◎地域の一員として、自分の出来る範囲内で地域活動に参加しましょう！
- ◎活動に積極的に参加し、中心的な役割を担う人を支えましょう！

互助・共助

- ★地域団体の参加を促進し、担い手の育成に努めましょう！

社協の取組は…

講座や各種事業等の参加者からリーダーとなれるような人材発掘 など

基本目標

2

ふれあいの仕組みづくり

1 小地域福祉活動の推進



取組 1 地区社協活動の推進

自助

- ◎できる範囲で、主体的に地域の活動に参加しましょう！
- ◎お互い誘い合って参加機運を高めましょう！

互助・共助

- ★地区社協の組織化や活動推進に積極的に取り組みましょう！
- ★地区別計画の推進に積極的に取り組みましょう！

社協の取組は… 地区別計画の推進、地区社協未設置地区への設置推進、地区社協活動支援、地区社協助成事業 など

取組 2 住民交流の場の充実

自助

- ◎地域の行事や世代間の交流、清掃活動等に積極的に参加しましょう！
- ◎地域でのボランティア活動に心がけ高齢者や障がいのある方もふれあいましょう！
- ◎自分の持つ知識や経験を交流事業等に活かしましょう！

互助・共助

- ★地域行事やサロン・団体・サークル活動など世代を超えて交流できる場をつくりましょう！
- ★地域で気軽に集まれる場の情報を提供し、広く参加を呼びかけましょう！

社協の取組は… いきいきサロン設置支援及び活動費助成、地域交流の場の把握 など

2 ボランティア活動の活性化



取組 1 ボランティアセンターの機能充実

自助

- ◎趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加しましょう！

互助・共助

- ★福祉施設や事業所はボランティア情報を広く周知し、積極的に受入れましょう！
- ★町内会等行事を通じて、ボランティア活動へ参加するきっかけづくりをしましょう！

社協の取組は… ボランティアコーディネーター設置、ボランティアセンター運営 など

3 団体・組織活動の推進と連携強化



取組 1 団体・組織の活動推進

自助

- ◎地域内の各種団体の活動内容を知り、つながりを深めましょう！
- ◎自分が所属する団体以外の取り組みについても情報を把握しましょう！

互助・共助

- ★福祉推進団体助成事業、福祉団体活動支援 など

社協の取組は… ボランティアコーディネーター設置、ボランティアセンター運営 など

取組 2 団体同士の情報共有・連携強化

自助

- ◎地域内の各種団体の活動内容を知り、つながりを深めましょう！
- ◎自分が所属する団体以外の取り組みについても情報を把握しましょう！

互助・共助

- ★地域団体間の課題を話し合う機会をつくるとともに団体間の連携に努めましょう！

社協の取組は… 団体・機関等との懇談会、いきいきサロン連絡会、地区社協情報交換会、ボランティア連絡会 など

基本目標

3

誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

1 安全・安心な地域づくり



取組 1 見守り活動の推進

自助

- ◎見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加しましょう！
- ◎日頃から隣近所や離れている家族・友人を気遣うよう心がけましょう！
- ◎地域で孤立しているような人がいたら、どのように関われるかみんなで考えましょう！
- ◎隣近所の異変に気づいたら、躊躇せずに民生委員や行政に連絡しましょう！

互助・共助

- ★地域での見守り活動を推進しましょう！
- ★災害時要援護者避難支援制度の周知・啓発に協力しましょう！
- ★地域のネットワークの中で、見守りが必要な世帯を把握するシステムを作りましょう！

社協の取組は… 災害時要援護者避難支援制度との連携、地区社協や民生委員等との見守り活動の推進 など

取組 2 権利擁護事業の推進

自助

- ◎権利擁護制度について理解しましょう！
- ◎市や社協のホームページ、広報紙を見るなどして、相談できる窓口を知りましょう！
- ◎生活の自立に向けて必要な情報を得たり、一人で悩まずに積極的に相談しましょう！

互助・共助

- ★地域のネットワークの中で、支援の必要な方の発見や見守りを行いましょう！
- ★事業所や団体で、事業PRや関連講座の積極的な周知や参加呼び掛け等を行いましょう！

社協の取組は… 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)、権利擁護の体制整備に向けた調査・研究、協議 など

取組 3 生活困窮世帯への支援

自助

- ◎市や社協のホームページ、広報紙等から困窮世帯等の支援窓口や制度を知りましょう！
- ◎隣近所で生活に困っている人に関する情報を提供しましょう！

互助・共助

- ★福祉活動に取り組む団体等は、困窮世帯の子ども達の居場所づくりや学習支援、世帯の生活支援への取り組みを検討し実施しましょう！
- ★企業や事業所は「体験的就労支援」について理解し、積極的に受け入れましょう！

社協の取組は… 生活困窮世帯への資金の貸付、緊急時の食料品等給付、自立のための相談支援、体験的就労支援と受入先の開拓 など

2 災害時におけるボランティア活動の活性化



取組 1 災害ボランティアセンターの体制づくり

自助

- ◎災害ボランティアセンターの活動について知りましょう！

互助・共助

- ★福祉施設や事業所、団体活動で養成講座を開催し、担い手を育成しましょう！
- ★災害ボランティアを行う団体は、市社協の講座に参加するなど日頃から市社協との連携を図るとともに、独自の訓練や講座を開催するなど、緊急時の対応に備えましょう！

社協の取組は… 福祉救援ボランティア連絡会、福祉救援ボランティア講座、福祉救援ボランティアマニュアルの周知・啓発 など

基本目標

4

サービスが適切に受けられる体制づくり

1 相談・支援体制の整備



取組 1 相談・支援体制の整備

自助

- ◎不安や悩みをひとりで抱え込まず、相談員などへ相談しましょう！
- ◎各種相談窓口を把握しておき、困ったことがあったら活用しましょう！
- ◎困っている人がいたら、民生委員や地域包括支援センターなどに連絡しましょう！

互助・共助

- ★各機関や団体・民生委員等は、相談や情報交換ができる場を住民に知らせたり、相談を受けとめて専門機関につなぐ役割を充実させましょう！
- ★地域の団体の会合等で、相談機関の周知説明の機会を設け、情報の提供に努めましょう！

社協の取組は…

心配ごと相談所開設、専門相談所等との連携、個別のケース検討会、地域包括ケアシステム等との連携 など

2 情報提供機能の充実



取組 2 情報提供機能の充実

自助

- ◎広報紙やホームページから積極的に福祉情報を収集しましょう！
- ◎知り得た情報は、必要とする家族や知人にも伝えましょう！

互助・共助

- ★福祉施設や事業所は、地域の会合への出席や広報紙等を活用する等して、自分たちの活動のPRや情報提供を積極的に行いましょう！
- ★各種制度や福祉サービス等の情報について、施設等の窓口へのパンフレットの掲示や配布に協力する等市民への情報提供、周知に協力しましょう！

社協の取組は…

広報紙「にほんまつ社協だより」発行、ホームページの運用 など

3 福祉サービス体制の整備・強化



取組 1 福祉サービス体制づくりの強化

自助

- ◎困っている人に声を掛けるなどお互いに思いやり、皆が暮らしやすいまちにしましょう！

互助・共助

- ★小地域で懇談会を開催する等、団体や関係機関等と課題を共有しながら解決に向けて話し合える場を作りましょう！

社協の取組は…

第2次地域福祉活動計画の推進、市地域福祉計画との連携、地区住民懇談会、団体・機関等との懇談会、各種会議や委員会、公益的な取り組みの推進 など

取組 2 福祉活動の財源確保の充実

自助

- ◎地域の福祉活動を理解し、活動への寄付や募金活動に協力しましょう！

互助・共助

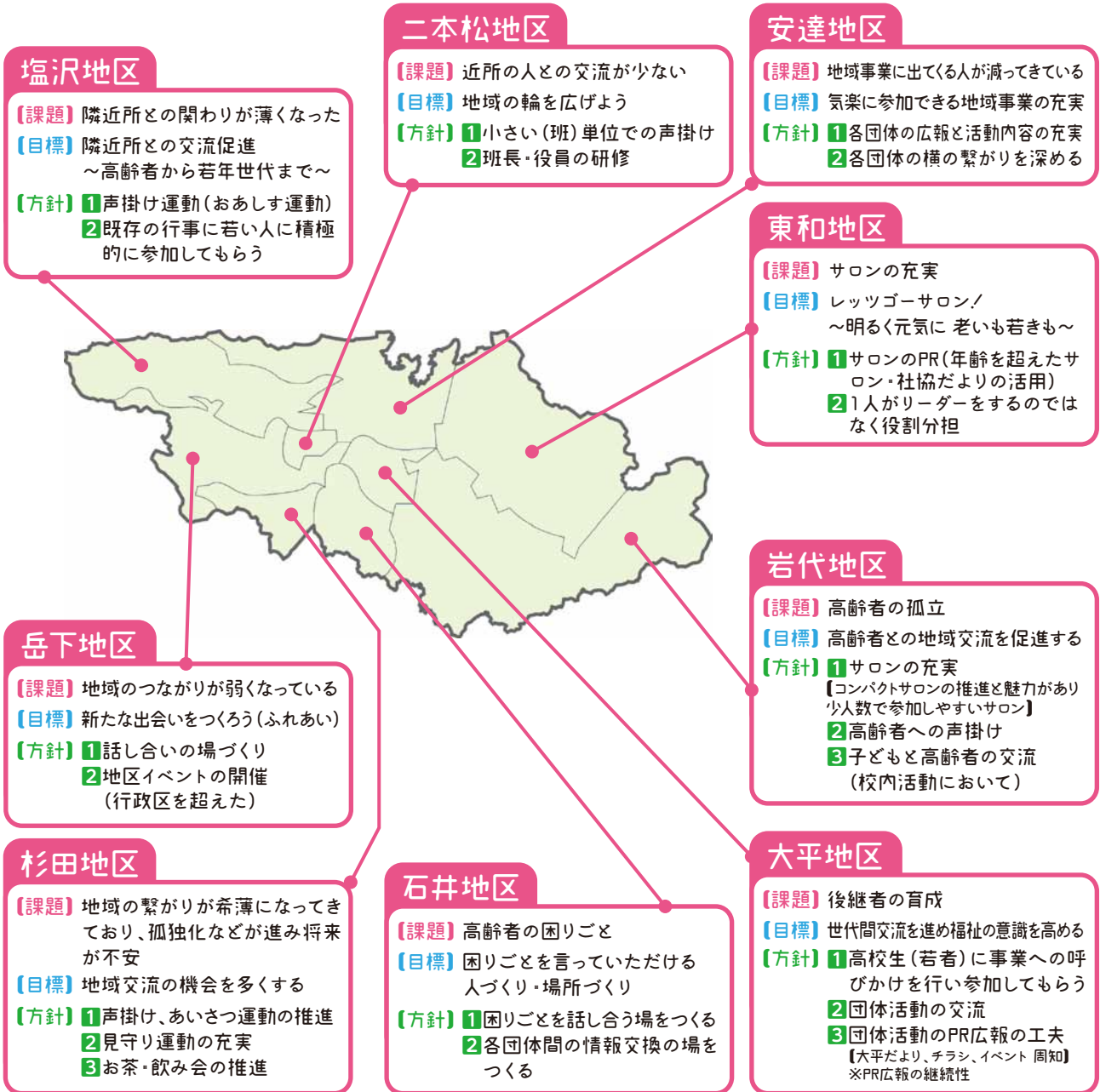
- ★団体等は自主財源の確保に努めましょう！
- ★共同募金運動の推進に協力しましょう！

社協の取組は…

共同募金委員会との連携、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金推進、会員増強運動の推進、地域福祉事業への寄付金の活用 など

地区別計画【9地区】

地区毎に懇談会を重ねながら、地域で活動する組織や団体の皆さまとともに、地域の課題やそれを解決へ近づけるための方向性について話し合い、今後の取り組みについて計画化しました。
地区別の計画に沿って、地域全体で目標の実現に向けて取組むこととなります。



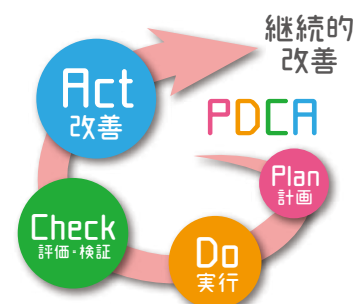
●計画の推進体制

◎計画の推進

住民の皆さまをはじめ、地区社協、区・町内会、民生児童委員協議会、福祉事業者等との連携により計画を進めていきます。

◎計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返す手法「PDCAサイクル」を活用し、改善を図りながら実効性のある計画を目指します。また、計画の進捗状況について、地域福祉推進委員会を設置し、評価、見直しを行いながら進めていきます。



●社会福祉協議会ってどんな団体？

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する民間の社会福祉法人」として、全国の各都道府県や各市町村に一つずつ設立され、幅広いネットワークを持つとともに、民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さんや社会福祉に関係する皆さんに支えられた「公共性」という、二つの側面を併せもつ営利を目的としない福祉団体です。

社会福祉法(平成12年6月改正)では、第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。また、同法第4条では、地域での生活を総合的に支援するための「地域福祉の推進」が掲げられ、地域住民や福祉関係者等の自主的な地域福祉活動への参画による地域に根ざした福祉を進めていくうえで、社会福祉協議会の役割が重要であることが明確にされています。

二本松市社会福祉協議会について

二本松市社会福祉協議会は、平成17年12月1日に旧二本松市、安達町、岩代町、東和町が行政合併したことに伴い、4市町社会福祉協議会も合併し、新しい法人を設立しました。

その後、平成21年にスタートした第1次発展・強化計画に基づき、安定した事業経営を目指し、組織改革を行いながら、様々な事業を展開してきました。

平成30年度から5年間は、第4次発展・強化計画に沿って各種事業に取り組むこととしており、地域福祉事業における重点施策としては、小地域の福祉活動の柱ともなる地区社会福祉協議会の設置・運営支援や福祉教育の推進、ボランティアセンターの運営、各種相談事業や生活困窮者等の自立のための支援など、市民生活に沿ったきめ細かな事業を推進していきます。

また、介護保険事業においても、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業の4事業を運営する他、地域包括支援センターも一部地域を受託し、サービスの更なる質の向上に努めるとともに、管理機能の強化と業務の効率化を図りながら、安定した事業経営を目指しています。

第2次二本松市地域福祉活動計画 概要版(2018年5月発行)

【発行・編集】社会福祉法人二本松市社会福祉協議会 地域福祉課
〒969-1404 二本松市油井字濡石1番地2
TEL. 0243(23)8262 FAX. 0243(23)9046
URL <http://nihonmatsushishakyo.or.jp/>

※この冊子は、2018年5月に発行した「第2次二本松市地域福祉活動計画」の概要版として作成したものです。